

# 無償教育の実現を求める国会請願署名

2009年 月 日

衆議院議長 横路孝弘 様  
参議院議長 江田五月 様

## 請願趣旨

国民の教育に対する願いは切実なものであり、どの子にも十分な教育を求めています。しかし、各家庭の家計にとって教育費の負担はたいへん重荷となっています。

経済協力開発機構(OECD)が発表した加盟各国の教育関連のデータでは、2006年の日本の教育予算は、国内総生産(GDP)に占める割合は3.3%と、下から二番目でした。一方で、教育支出に占める私費負担の割合は33.3%で、韓国に次いで高い水準でした。その割合は、大学など高等教育(51.4%)が突出し、「授業料が高く、奨学金などの学生支援が比較的整備されていない国々」に分類されました。一刻も早く、国の教育予算の水準を先進国の平均水準であるGDP比5%以上に引き上げ、充実した教育環境を実現することが求められています。

日本は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権A規約第13条2項(b)(c)に定めている中等・高等教育への無償教育の漸進的な導入を留保し、国内にこの規定を適用していません。規約を批准している160カ国中、留保しているのは、日本とマダガスカルの2カ国だけです。この規定留保を撤回し高校・大学を含めた無償教育実現への道に歩みだすことが必要です。

また、義務教育においても、憲法に定める「義務教育は無償」の実態は「授業料」を徴収しないのみであり、教材費や制服・給食費など教育に係わる経費負担は多く、各地で未納・滞納問題が顕在化しています。これらの未納・滞納問題は、教職員の本来の教育活動へ支障を生じるとともに、子どもたちへの心理的悪影響は計り知れないものとなっています。

以上の趣旨から、以下の請願事項を実現するよう請願します。

## 請 願 項 目

1. 国際人権規約13条の留保を直ちに撤回し、中等教育・高等教育の漸進的無償化のための具体的措置をとること。
2. 公立高等学校の受験料・入学金・授業料・空調使用料などの徴収を廃止し、高校設置自治体に対し、国庫負担により必要額を措置すること。
3. 私立高等学校生徒の授業料への助成を増額し、無償化を実現すること。
4. 給付制奨学金を創設し、経済的理由で学業を断念することの無いようにすること。
5. 小・中学校教育予算を増額し、給食費・教材費などの保護者負担を解消するとともに就学援助制度の拡充を図ること。

氏 名	住 所

\*上記個人情報(国会への請願以外)には使用しません。

取り扱い団体 無償教育をめざす学校事務職員の家 [ ]

連絡先 全日本教職員組合事務職員部 〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1

電話03-5211-0123 FAX03-5211-0124